

◎土壌汚染対策関連法令の改正に係る説明会を実施いたします。

※ 皆様方のご参加をお待ちしております。

【開催日】 平成31年（2019年）5月22日（水）

【会場】 都庁大会議場（都庁第一本庁舎5階）（新宿区西新宿2-8-1）
都営大江戸線 都庁前駅 徒歩1分、JR 新宿駅 徒歩10分
※会場には、公共交通機関でご来場ください。
※5階「大会議場」へは、第一本庁舎北側エレベーターでお越しください。

【対象】 都内の有害物質取扱事業者、調査機関、施工会社等

土壌汚染対策関連法令の改正に係る説明会

この度、改正土壌汚染対策法及び改正環境確保条例が本年4月1日より施行されましたので、改正内容及びそれに係る届出書の作成方法等をご説明させていただきます。

なお、講演の内容は平成31年3月13日に実施した『第12回土壌汚染対策セミナー』と同様です。

【開催時間】 13時30分から17時00分まで（受付開始 12時45分）

【開催内容】

- 1、土壌汚染対策法の改正について
- 2、環境確保条例の改正について
- 3、土壌汚染対策法に基づく届出書の作成
- 4、環境確保条例に基づく届出書の作成

先着300名

参加無料・申込み不要

直接会場までお越し下さい

【お問い合わせ先】

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課
土壌地下水汚染対策担当

電話（直通） 03-5388-3495